

令和 2 年 第 1 0 回 須賀川市 農業委員会 総会議事録

令和 2 年第 1 0 回 須賀川市 農業委員会 総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 令和 2 年 1 0 月 6 日 (火)
- 2 招集通知日 令和 2 年 1 0 月 6 日 (火)
- 3 招集日時 令和 2 年 1 0 月 1 6 日 (金) 午前 9 時 3 0 分
- 4 招集場所 市役所 4 階 大会議室 A・B
- 5 招集委員 須賀川市 農業委員会 農業委員 (19 名)

農地利用最適化推進委員 (8 名)

議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名
1	加藤 梅子	2	関根 要一	3	安藤 雅裕	4	桑名 辰幸
5	大越 彰	6	村上 光宏	7	古川 雅和	8	矢部 邦博
9	高橋 純一	10	小枝 宏嗣	11	松川美智夫	12	吉田かつ子
13	鈴木 光重	14	和田 博文	15	熊谷 聡	16	横川 良雄
17	矢吹 正則	18	深谷 寅一	19	秋山 吉治		

- 6 出席農業委員 19 名
- 7 欠席農業委員 0 名

担当 地域名	氏名	担当 地域名	氏名	担当 地域名	氏名	担当 地域名	氏名
須・浜	村上 節夫	須・浜	安田 彰	西袋	吉田 和男	小塩江	相樂 利晴
仁井田	岡部 俊男	大東	関根 隆二	大東	関根 久之	長沼	本間 正博

- 8 出席を要請した農地利用最適化推進委員 8 名
- 9 欠席農地利用最適化推進委員 0 名

10 職務のため会議場に参加した事務局職員の職・氏名

農業委員会	事務局 長	小池 文章
	主任主査兼農政係長	鈴木 弘明
	農地係 長	力丸 光輝

11 議 案

議案第 47 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 48 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 49 号 現況確認証明申請の適否決定について

報告第 39 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理
について

報告第 40 号 災害復旧工事のための農地一時転用届出書の受理について

報告第 41 号 農地改良行為工事のための届出書の受理について

報告第 42 号 携帯電話用無線基地局の建設に係る農地転用届出書の受理に
ついて

12 その他

13 開 会 (午前 9 時 3 0 分)

14 あいさつ 農業委員会 会長 和田 博文

15 進 行

須賀川市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長に和田博文農業
委員会会長が就任する。

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第 6 条
の規定により本総会が成立していることを宣言した後、農地利用最適化推
進委員の出席委員数も報告した。議事録署名委員には、議席番号 5 番 大越
彰 農業委員と 6 番 村上 光宏 農業委員を指名した。

16 議 事

審議内容 別添のとおり。

17 閉 会 (午前 1 0 時)

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事
実に相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

令和 2 年 1 0 月 1 9 日

須賀川市農業委員会

会 長（議 長）

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

<別 紙> 審 議 内 容

令和2年 第10回総会

令和2年10月16日(金)

議 長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第47号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 鈴木係長 説明。

議 長 続いて、申請番号順に調査員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第73号について岡部推進委員よろしくお願いいたします。

岡部推進委員 受理番号第73号について説明いたします。

私は、高橋委員と現地調査及び聞き取り調査を行いました。譲渡人と譲受人は親戚関係にあります。譲渡人は一人暮らしで将来的に農地を手放したい意向があり、隣地を所有している譲受人に申請地の売り渡しを申し込みました。譲受人は、取得する農地で畑作を予定しています。耕作に必要な施設・機械は全て所有しており、農地所有に支障はないと思われま。また、価格については、国道4号線の近くということを加味し、お互いの話し合いで決定したものです。許可上、特に問題はないと思われま。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 受理番号第74号について、関根推進委員よろしくお願いいたします。

関根推進委員 受理番号第74号について説明いたします。

譲渡人と譲受人は知人であり、譲受人の世帯の農業従事者は3人で、申請地は自宅入口の脇に位置しているため、野菜等を栽培する予定であります。長年耕作しており、農業技術について何ら問題なく、農作業に必要な農機具や施設は保有しており、効率的な作業に支障はないと思われ、また、価格についてはお互いの話し合いで決定したもので妥当と思われま。許可上、特に問題ないと思われま。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 受理番号第75号について、相楽推進委員よろしくお願いいたします。

相楽推進委員 受理番号第75号について説明いたします。

譲渡人と譲受人は親戚関係にあり、譲受人は、実家の田んぼを耕作しており、耕作に必要な機械・施設を保有しています。申請地は、譲受人の耕作地の近くにあるため、利便性が良く効率的な農地利用に支障はないと思われます。また、価格についてはお互いの話し合いで決定したもので妥当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 受理番号第 76 号について、安田推進委員よろしくお願いいたします。
安田推進委員 受理番号第 76 号について説明いたします。

10 月 16 日に、大越委員とともに申請地において、譲渡人と譲受人に立ち合いを求めて調査いたしました。申請地は、譲受人が所有している土地に隣接しており、譲受人がこの農地を取得し、農業経営の規模拡大の意向があったことから、譲渡人との話しがまとまり、今回の申請になったものです。売買価格については両者の合意で決定したものであること、畑の耕作については、今後、隣接する畑と一体的に耕作していきたいこと、さらに、周辺に対する影響はないことを確認しました。許可上特に問題ないと思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 受理番号第 77 号から第 80 号について、吉田推進委員よろしくお願いいたします。

吉田推進委員 受理番号第 77 号から第 80 号について説明いたします。

10 月 10 日に、小枝農業委員と調査してまいりました。受理番号第 77 号の譲受人で第 79 号の譲渡人と第 78 号の譲受人で第 80 号の譲渡人は親子関係、また、第 77 号と第 78 号の譲渡人と第 79 号と第 80 号の譲受人も親子関係にあり、本家・分家の関係にあります。今回の申請については、両者の水田と畑が隣接しており、耕作するうえで田と畑の形状を良くして作業しやすくするための売買であります。申請内容について問題はないと思われますので、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 受理番号第 81 号について、関根推進委員よろしくお願いいたします。
関根推進委員 受理番号第 81 号について説明いたします。

10月11日に、関根要一農業委員と譲渡人宅を訪問して話しを聞いたところによると、譲渡人と譲受人は本家・分家の間柄で、長い間、譲受人に耕作をお願いしてきたとのことで、譲渡人はあまり農家をしてこなかったことから、話し合いの結果、無償贈与で所有権を移転したいとのことです。許可上特に問題ないと思われまますので、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 受理番号第82号について、村上推進委員よろしくお願いいたします。
村上推進委員 受理番号第82号について説明いたします。

10月12日に、秋山委員、鈴木委員と3人で調査いたしました。譲渡人と譲受人は親戚関係にあり、譲受人の農業従事者は2人で、取得する農地で稲作と野菜を栽培する予定であります。譲受人は新規就農者ではありませんが、農業経験があり、栽培技術にも問題はなく、稲作については委託で栽培し、委託先も決まっています。畑に関しては、ほとんど自宅の周辺にあるため、効率的に管理できると思われまます。また、価格についてもお互いに話し合いのうえ無償と決定したもので、許可上特に問題ないと思われまますが、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 長 只今の説明に、ご意見、ご質問はありませんか。
(質疑等なし)

議長 長 それではお諮りいたします。

議案第47号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 長 異議なしと認め、議案第47号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第48号「農地法第5条第1項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 力丸係長 説明。

議長 長 続いて、調査委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進

委員からお願いいたします。

受理番号 19 号について、村上推進委員よろしくお願いいたします。
村上推進委員 受理番号第 19 号について説明いたします。

10 月 12 日に、秋山委員、鈴木委員と 3 人で調査いたしました。本申請地は、携帯電話用無線基地局建設に係る仮設トイレ、通路兼作業用地に要する一時転用です。期間は約 3 か月となっており、終了後は速やかに現状に回復するとのことであり、特に問題はないと思われませんが、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第 48 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 48 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」議決し、許可することといたします。

次に、議案第 49 号「現況確認証明申請の適否決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 力丸係長 説明

議 長 続いて、調査委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第 5 号について、本間推進委員お願いします。

本間推進委員 受理番号第 5 号について説明いたします。

9 月 24 日に加藤農業委員、松川農業委員、横川農業委員の 4 名で調査を行いました。本申請地は、先代の住職が平成元年頃まで、一部を家庭菜園として野菜等を栽培していたそうです。しかし、体調不良により入院を繰り返して以降、畑としての利用が困難となったため、樹木が植えられ、境内地内の庭園として利用し、現在に至っております。

今後、申請地においては、農地に復元するなどの形状変更することは無いことや、将来に向けて相続等により土地を巡る様々なトラブルが起きる可能性を未然に防ぎたいと考えていることから、長沼地区を中心とした地域住民の大切な施設として、継続的かつ安定的な永泉寺の運営のため、「畑」から「境内地」へ地目変更をお願いしたいとのことでした。このことについて、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議 長 それではお諮りいたします。

議案第 49 号「現況確認証明申請の適否決定について」申請どおり証明することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 49 号「現況確認証明申請の適否決定について」証明することを議決し、決定といたします。

議 長 次に、報告事項に入ります。

○報告第 39 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」 5 件です。

○報告第 40 号「災害復旧工事のための農地一時転用届出書の受理について」 3 件です。

○報告第 41 号「農地改良行為工事のための届出書の受理について」 3 件です。

○報告第 42 号「携帯電話用無線基地局の建設に係る農地転用届出書の受理について」 3 件です。

議 長 以上で、本日の提出案件の審議はすべて終了いたしました。

議 長 その他、皆さんから何かございませんか。

(なし)

議 長 事務局からは何かございませんか。

- ・専門委員会に関して、11月2日に農政委員会、11月5日に農地委員会を開催し、農政委員会は「意見書関係」、農地委員会は「農地等の利用の最適化の推進に関する指針関係」を審議する予定としている。なお、開催通知は後日送付するので、対応願いたい。
- ・11月12日に開催される県下農業委員会大会については、コロナ禍の影響により5名までの出席となり、今回は、会長、職務代理人、推進委員長、副委員長が出席する。なお、今回は須賀川市農業委員会が優良農業委員会の表彰を受賞することとなり、表彰状を授与してまいりたい。
- ・次回の総会は11月18日（水）13時30分、市役所4階大会議室にて開催する。

議 長 他になければ、これにて令和2年第10回須賀川市農業委員会総会を閉会といたします。慎重審議、お疲れ様でした。